

# 一般社団法人日本ゴールボール協会

## 役員等の選任に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「当協会」という。）の理事及び監事（以下、総称して「役員」という。）の選考に関する事項を定め、役員の適格性と多様性を担保することを目的とする。

### (役員候補者選考委員会)

第2条 当協会は、前項の目的を達成するため、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

1. 委員会の業務は、以下のとおりとする。
  - (1) 理事候補者の選出
  - (2) 監事候補者の選出
  - (3) その他、役員の選考に関する一切の事項
2. 委員会の委員は、理事、監事及び外部有識者等の中から理事会の決議により選任される。委員の人数は3名以上とし、現職の理事が委員の半数を下回るようにしなければならない。有識者及び女性委員を複数名配置するように努めなければならない。
3. 委員会の委員長は、委員会の決議によって決定する。なお、委員長は外部有識者又は外部理事とする。

### (役員の条件)

#### 第3条

1. 理事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
  - (1) 就任時に満70歳以下であること。
  - (2) 既に10年以上理事を務めた者でないか、既に10年以上理事を務めたが理事でない期間が任期2期分以上経過していること。
  - (3) 理事の在任期間の上限は最大5期とする。ただし、スポーツ団体ガバナンスコードで認められる例外に該当する場合には、在任期間を最大2期延長できるものとする。
  - (4) 外部理事割合は25%以上及び女性理事の割合40%以上を目標として設定する。
2. 監事は、原則として、以下の条件をすべて満たすものでなければならない。
  - (1) 就任時に満70歳以下であること
  - (2) 会計について一定程度の知識を有していること

3. 理事の任期は2年、監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(補足)

第4条 本規程に定めのない事項については、定款の規定が適用される。

(その他)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議による。

(附則)

本規程は、2024年12月10日から施行する。